

70歳未満の方の医療費・食事負担について

① 医療費負担額

- ・原則3割負担です。[小学校入学前の小児は1割負担]
 - ・[限度額適用認定証] の申請をすればひと月の自己負担上限額が下記のとおり決まります。
- ※ 患者様本人・ご家族が申請し、当院事務窓口へ提示する必要があります。

■ 限度額一覧【ひと月当たり(1日～月末まで)】

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 [多数該当] ※2
標準報酬月額 83万円 以上の方 ※1 【ア】	252,600円 + [総医療費 - 842,000円] × 1%	140,100円
標準報酬月額 53～79万円 の方 ※1 【イ】	167,400円 + [総医療費 - 558,000円] × 1%	93,000円
標準報酬月額 28～50万円 の方 【ウ】	80,100円 + [総医療費 - 267,000円] × 1%	44,400円
標準報酬月額 26万円 以下の方 【エ】	57,600円	44,400円
市区町村民税の非課税者 該当の方 【オ】	35,400円	24,600円

- ※ 1 [区分ア] または [区分イ] に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での [区分ア] または [区分イ] の該当となります。
- ※ 2 過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

■ 償還払いの制度について

上記 [限度額適用認定証] の限度額を超える入院費を支払った場合、後日還付を受けることができます。以下のような場合が対象となります。

1. 限度額適用認定証を当院事務窓口へ提示せず、限度額を超える自己負担額を支払った場合。
2. 同一月内に転院などにより、2箇所以上の医療機関で自己負担限度額を支払った場合。
3. 多数該当 [上記表 ※2 参照] にも関わらず、多数該当でない金額で自己負担を支払った場合。

② 食事負担金額

- ・基本は**1食 460円 [1日 3食で 1,380円]** です。
 - ・所得によっては1食あたりの金額が減額されます。下記を参照下さい。
- ※ 請求書 [領収書] に記載される『食事療養費』は当院から健康保険へ請求する金額、『標準負担額』は当院から患者様へ請求する金額ですので、混同されませんようにご注意下さい。

■ 1食の標準負担額一覧

区 分		標準負担額
一定以上の所得者		1食 460円
一 般		(平成30年4月より)
減額認定を	過去の入院期間が90日未満	1食 210円
受けた場合	過去の入院期間が90日以上	1食 160円